

1. 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号）

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理・運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等を見直す。

1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進

規模500人以下企業へも、労使合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。

2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後の期間（出産予定日の前月から4か月間）の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源のため、月額100円程度、保険料を引上げ

3. 年金額の改定ルールの見直し

- (1) マクロ経済スライドについて、賃金・物価上昇の範囲内で、前年度までの未調整分を含めて調整
- (2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に、賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底

4. GPIFの組織等の見直し

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に、合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針の意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行う。さらに、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する。

5. 施行期日

- 1は平成29年4月1日
 - 2は平成31年4月1日
 - 3(1)は平成30年4月1日
 - 3(2)は令和3年4月1日
 - 4は平成29年10月1日
-

2. 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間での被保険者資格情報の一元化に関する仕